

◎新潟県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年5月22日

新潟県佐渡地域振興局長

1 退任

監事 佐渡市吉岡829番地甲 本間 正己

退任年月日 令和8年4月30日